

## 郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等の概要

### 1 改正の背景

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 70 号）の施行に伴い、①配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲が拡大されるほか、通常郵便物（手紙、はがき等）について、②週 6 日以上配達に緩和されるとともに、③原則 3 日以内の配達に原則 4 日以内の配達に緩和される（※）ことから、関係省令等の規定の整備を行う必要がある。

※ 日本郵便株式会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、民間事業者による信書の送達に関する法律も上記①から③までと同内容の改正を行う。

### 2 改正の概要

#### (1) 郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）の一部改正

郵便業務管理規程の認可基準において、

ア 1 日 1 回以上郵便物の配達を行う日を、「月曜から土曜までの 6 日間」から「月曜から金曜までの 5 日間」とすること。

イ 郵便物の送達日数に、配達を行わないこととなる土曜日を算入しないこととすること。

ウ 郵便法第 70 条第 3 項第 4 号において、郵便物が、地理的条件等を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあつては、例外的に送達日数が 3 日を超え総務省令で定める上限日数以内となることが許容されているところ、送達日数の見直しに伴い、この上限日数について改正することとすること（1 日 1 回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島：14 日→15 日、それ以外の離島：5 日→6 日）。

【改正を行う条項】郵便法施行規則第 32 条第 3 項から第 5 項まで

#### (2) 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 27 号）の一部改正

ア 一般信書便物の送達日数に参入しない日について、現行の「配達を行わない毎週 1 日特定の曜日」を「配達を行わない毎週 1 日又は 2 日特定の曜日」とすること。

イ 民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 4 項第 2 号において、一般信書便物が、地理的条件等を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあつては、例外的に送達日数が 3 日を超え総務省令で定める上限日数以内となることが許容されているところ、送達日数の見直しに伴い、この上限日数について改正することとすること（1 日 1 回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島：

14日→15日、それ以外の離島：5日→6日)。

- ウ 1日1回以上一般信書便物の配達を要する日から除く日について、現行の「配達を行わない毎週1日特定の曜日」を「配達を行わない毎週1日又は2日特定の曜日」とすること。
- エ 届出となる事業計画の軽微な変更について、現行の「一般信書便物の配達を行わない毎週1日特定の曜日の変更」を「一般信書便物の配達を行わない毎週1日又は2日特定の曜日の変更」とすること。

【改正を行う条項】民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第2条、第3条、第10条及び第13条第1項第3号

(3) 民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準（平成15年総務省訓令第9号）の一部改正

- ア 一般信書便物の配達を行わない日に関する審査について、現行の「配達を行わない毎週1日特定の曜日」に該当することを、「配達を行わない毎週1日又は2日特定の曜日」に該当することとすること。
- イ 一般信書便物の送達日数に関する審査について、以下の通りとすること。
  - ・送達に利用できる交通手段が1日1回以上ない離島から差し出され、又は当該離島に宛てて差し出される場合、現行の「2週間以内であること」を「15日以内であること」とすること。
  - ・上記以外の離島から差し出され、又は当該離島に宛てて差し出される場合、現行の「5日以内であること」を「6日以内であること」とすること。
  - ・その他の場合、現行の「3日以内であること」を「4日以内であること」とすること。

【改正を行う条項】民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準第4条（2）及び（3）

**3 施行期日**

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号）の施行の日から施行。